

一般社団法人 日本口蓋裂学会認定師認定制度施行細則

平成 29 年 5 月 17 日 制定
平成 30 年 5 月 25 日 一部改訂
平成 31 年 2 月 6 日 一部改訂
令和 2 年 6 月 10 日 一部改訂
令和 3 年 5 月 21 日 一部改訂
令和 4 年 5 月 25 日 一部改訂

第 1 章 運営

第 1 条 日本口蓋裂学会認定師認定制度規則の施行にあたり、規則に定めた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

第 2 章 認定師の名称

第 2 条 認定師の正式名称を各職種において下記のごとく定める。

- 口唇裂・口蓋裂認定師（矯正歯科分野）
- 口唇裂・口蓋裂認定師（口腔外科分野）
- 口唇裂・口蓋裂認定師（形成外科分野）
- 口唇裂・口蓋裂認定師（音声言語分野）
- 口唇裂・口蓋裂認定師（耳鼻咽喉科分野）
- 口唇裂・口蓋裂認定師（補綴歯科分野）
- 口唇裂・口蓋裂認定師（小児歯科分野）
- 口唇裂・口蓋裂認定師（その他の歯科分野）
- 口唇裂・口蓋裂認定師（その他の分野）

第 3 章 認定師認定委員会の構成

第 3 条 認定師認定委員会（以下、委員会と略す）の委員長（以下、委員長と略す）は、理事長が指名する。

第 4 条 委員会の委員は、委員長が原則として社員（評議員）の中から選任し、理事会の承認を得る。

第 5 条 委員会の委員数は、9 分野（矯正歯科、口腔外科、形成外科、音声言語、耳鼻咽喉科、補綴歯科、小児歯科、その他の歯科、その他）各々若干名とし、各分野で 1 名を分野責任者とする。当面、その他の歯科分野の担当委員は委員会内の他の領域の委員が兼任することとする。また、その他の分野については理事会において審議の上実施する。

第 6 条 認定審査、再認定審査には、分野責任者が各分野若干名の委員を社員（評議員）あるいは経験豊富な会員の中から推薦し、理事会で承認を得る。なお、候補者は、同一

施設を避け、地域性も考慮して推薦することとする。

第7条 委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、6年を超さないこととする。

第8条 委員会の委員に欠員が生じた場合は、委員長が補充候補を挙げて、理事会での承認を得る。補充によって選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 認定師認定委員会の運営

第9条 委員会は、認定審査、更新認定審査の審査準備、公示、審査、合否判定、疑義対応など一連の認定師認定業務を行う。

第10条 委員会は、過半数以上の委員の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は、委員長の決するところとする。文章による意思表示は、出席と認めない。

第11条 認定審査、更新認定審査では、応募人数などを勘案し、委員会委員に加えて会員の中から経験と学識ある委員を追加指名して認定師認定試験部会を構成することができる。追加された部会委員は、審査に先立って理事長に上申して許諾を得ることとする。委員は、委員長、分野責任者のもと公正に審査に従事する。

第12条 認定審査、更新認定審査は、各分野若干名の委員で審査を進めることとし、他分野から1委員が加わり公正性、公平性のモニター役を果たす。

第13条 委員会の委員は、その業務上入手した会員の情報の一切を守秘する義務を負う。

第14条 委員会の事務は日本口蓋裂学会事務局にて行う。

第5章 認定師申請資格および申請書類

第15条 医師、歯科医師、言語聴覚士の免許を5年以上有し、かつ本学会会員歴5年以上の臨床経験を有するものとする。

第16条 認定師認定制度を開始する2019年度から7年間に限り、現評議員並びに評議員経験者には暫定制度を実施する。なお、十分な診療経験を有し、指導的立場として本学会に多大な貢献が認められる会員においては認定師認定委員会からの推薦をもって理事会で審議の上、暫定制度での申請を認める。

形成外科分野においては下記条件すべてを満たす者に対し、認定師認定委員会からの推薦を受けて準暫定措置として暫定制度を適用するものとする。

第17条 認定師の認定を申請する者は、次に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定申請書と所定の審査料振込領収証、またはそれに代わるもののコピー
- 2) 免許証（医師、歯科医師、言語聴覚士）の写し、必要とされる分野は専門医などの指定の認定証の写し
- 3) 履歴書
- 4) 医療歴証明書
- 5) 症例記録

- 6) 小論文
- 7) 学術業績目録
- 8) 認定師申請単位取得セミナー受講証（2枚）（同一年の複数受講は認めない）
ただし、暫定制度対象者は、4), 5), 6), 7)に代わり、9)を提出することとする。
- 9) 臨床実績目録

第18条 症例記録の症例要件は下記の分野ごとに定め別に手引きとして公示する。

- 1) 口唇裂・口蓋裂認定師（矯正歯科分野）
- 2) 口唇裂・口蓋裂認定師（口腔外科分野）
- 3) 口唇裂・口蓋裂認定師（形成外科分野）
- 4) 口唇裂・口蓋裂認定師（音声言語分野）
- 5) 口唇裂・口蓋裂認定師（耳鼻咽喉科分野）
- 6) 口唇裂・口蓋裂認定師（補綴歯科分野）
- 7) 口唇裂・口蓋裂認定師（小児歯科分野）
- 8) 口唇裂・口蓋裂認定師（その他の歯科分野）
- 9) 口唇裂・口蓋裂認定師（その他の分野）

第6章 認定師の資格更新申請書類

第19条 認定師の資格更新の要件を満たし更新を申請する者は、認定資格の有効満了の年度内に次の項目に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定資格更新申請書
- 2) 所定の審査料振込領収証、またはそのコピー
- 3) 履歴書
- 4) 学術業績目録
- 5) 指定学術会議参加一覧と参加証のコピー
- 6) 認定師申請単位取得セミナー受講証（2枚）（同一年の複数受講は認めない）

第20条 満65歳以上で認定師資格更新を希望するものは前項4) および5) 指定学会参加一覧と参加証のコピーは免除する。

資格更新の猶予処置

資格更新は諸事情により条件を満たすことができない場合、申請更新の猶予措置をとることができ、別にそれを定める。

第7章 審査料および登録料

第21条 認定師申請者、あるいは更新申請者は、審査料を期日までに納付しなければならない。なお、一旦納付した審査料は、返却しないこととする。

認定師認定審査料 10,000円

認定師認定再審査料 5,000円

認定師更新審査料 10,000円

第 22 条 認定師に新規合格した場合、あるいは更新が認定された場合は、登録料を納付しなければならない。なお、一旦納付した登録料は、返却しないこととする。

認定師認定登録料 10,000 円

認定師更新登録料 10,000 円

第 8 章 審査の時期および申請先

第 23 条 委員会は、認定資格の認定および更新を申請する時期、その他について、実施 6 か月前に公示する。

第 24 条 申請先および審査料、および登録料の納付先は、日本口蓋裂学会事務局とする。

附則

この細則は、平成 29(2017)年 5 月 17 日より施行する。なお、細則の変更は、委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければならない。

第 5 章 第 16 条に関する追加附則

形成外科分野においては下記条件すべてを満たす者に対し、認定師認定委員会からの推薦を受けて準暫定措置として暫定制度を適用するものとする。

- ・ 日本形成外科学会指導医（専門医取得後 5 年）
- ・ 日本形成外科学会小児形成外科分野指導医
- ・ 口蓋裂学会会員歴 10 年以上

平成 30(2018)年 5 月 25 日理事会の承認を得て一部改訂した。

平成 31(2019)年 2 月 6 日理事会の承認を得て一部改訂した。

令和 2(2020)年 6 月 10 日理事会の承認を得て一部改訂した。

令和 3(2021)年 5 月 21 日理事会の承認を得て一部改訂した。

令和 4(2022)年 5 月 25 日理事会の承認を得て一部改訂した。

一般社団法人 日本口蓋裂学会認定師認定制度規則

平成 29(2017)年 5 月 17 日 制定
令和 2(2020)年 6 月 18 日 一部改訂

第 1 章 総則

第 1 条 この制度は、口唇裂・口蓋裂に関する医療水準の向上と異なる医療専門領域間での治療協力体制を促し、国民の福祉に貢献することを目的とする。

第 2 条 日本口蓋裂学会は、前条の目的を達成するため、この規則により日本口蓋裂学会認定師（以下、認定師と略す）を認定する。認定師は、所定の条件を満たし、口唇裂・口蓋裂に関する医療を実施するための適切な知識と医療技術を有することが求められる。

第 2 章 認定制度の運用機関

第 3 条 日本口蓋裂学会は、認定制度の運用にあたって認定師認定委員会（以下、委員会と略す）を設置する。

第 4 条 委員会は、認定制度の全般の管理を行い、運用上の疑義を処理するとともに、認定師の認定審査と更新作業を行う。

第 3 章 認定師申請資格

第 5 条 （認定師申請資格）以下の条件をすべて満たすものとする。

- 1) 各職種の免許証を取得後 5 年以上経過しているもの
- 2) 5 年以上引き続いて日本口蓋裂学会の正会員であるもの
- 3) 口唇裂・口蓋裂医療に 5 年以上従事し、第 7 条に定める記録を有するもの
- 4) 口唇裂・口蓋裂に関係する業績を有するもの。内容要件は手引きに定める。
- 5) 日本口蓋裂学会総会・学術集会において開催される教育セミナーを 2 回以上受講していること。ただし、同一年の複数の受講証明は認めない。

第 6 条 （従事期間、施設の条件）

- 1) 期間：口唇裂・口蓋裂医療に 5 年以上従事することを必要とする。その証明は、口唇裂・口蓋裂治療に従事した施設の長（診療科長を含む）もしくは日本口蓋裂学会社員（評議員）が行う。
- 2) 施設：医療施設を基本とするが、医療施設以外は手引きに記載された施設とする。

第 7 条 （医療記録）申請者は、申請までに口唇裂・口蓋裂の医療に関与した症例について、所定の用紙に病歴要約と他領域との治療協力体制について記載する。記載すべき内容および症例数は各領域別に手引きに公示する。

第4章 認定の方法

第8条 (提出書類) 申請者は、定められた期日までに認定審査料を添えて施行細則に定める書類一式を委員会に提出するものとする。

第9条 (公示) 委員会は、年1回認定審査を行い、その期日、その他については実施の6か月前に学会ホームページに公示する。

第10条 (認定審査) 委員会は、申請者に対して書類審査を行う。委員会が必要と判断した場合は、書類の追加提出、筆記試験あるいは口頭試問を追加することがある。

第11条 (認定審査結果の承認と通知) 委員会は審査の結果を理事長に報告する。理事長は、理事会の議を経て、認定の合否結果をすみやかに申請者に通知する。本制度運用の暫定処置としては、委員会が審査し、審査内容を理事会に報告し、理事会にて合否を判定することとする。

第12条 (認定師の登録) 認定審査合格者は、所定の登録料を学会事務局に納付しなければならない。理事長は、認定審査合格者を認定師登録原簿に登録し、公示し、認定師に認定証を交付する。

第13条 (有効期間) 認定証の有効期間は5年である。

第5章 更新の方法

第14条 (更新時期) 認定資格の継続を希望する者は、資格取得後5年毎にこれを更新しなければならない。

第15条 (更新申請) 更新を申請する者は、別に定める一定条件を経験し、更新申請審査料を添えて申請書類を委員会に提出し、審査を受ける。

第16条 (更新審査) 委員会は、認定資格更新申請者に対して毎年1回更新審査を行い、その結果を理事長に報告する。理事長は、その結果を理事会の議を経て、更新の合否結果としてすみやかに更新申請者に通知する。

第17条 (登録) 更新審査合格者は、所定の更新登録料を学会に納付しなければならない。理事長は、更新審査合格者を公示し、認定師更新者に認定証を交付する。

第6章 資格の喪失

第18条 (資格喪失) 認定師は、次の各項の理由によりその資格を喪失する。

- 1) 認定資格を辞退したとき
- 2) 認定資格を更新しなかったとき
- 3) 退会したとき
- 4) 除名となったとき
- 5) 死亡したとき

第19条 (資格留保) 認定資格の更新審査にて不合格になった者はその認定資格を2年間留保する。その間に所定の手続きにより更新審査に合格しないものは委員会および理事会の議決により資格を喪失する。なお、海外留学、病気、その他委員会が妥当と認める理由があればその留保期間は延長される。

第 20 条 （認定の取り消し） 会員ならびに認定師としてふさわしくない行為があった場合
や申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、委員会および理事会の議決を経て、理
事長はその認定を取り消すことができる。

第 7 章 規則の変更手続

第 21 条 （改廃） この規則の改廃は、社員総会の議決を経て総会の承認を得て行う。

附則

1. この規則は、平成 29（2017）年 5 月 17 日より施行する。
1. この規則は、令和 2(2020)年 6 月 18 日より改訂し施行する。